

検討中の行為規制に係る他法令の適用関係 (不正取得行為関連)

【一次取得者が不正な手段により取得した場合】		民事上の救済措置	刑事上の救済措置	
			財物に化体されたデータ (例：データ入りUSB、印刷物)	財物に化体されていないデータ (例：ウェブサイト上の情報)
前 提 行 為	例：他人のID,PWの提供 コンピュータ・ウイルスの作成 建造物侵入 脅迫 等	(注2)	(注3)	不正アクセス禁止法 (注4) 不正指令電磁的記録作成・取得罪 (刑法168条の2、刑法168条の3) (注5)
一 次 的 関 与	不正取得()	不法行為(民法709条) 差止請求 × 損害賠償請求 (但し損害額の推定規定×)	窃盗罪(刑法235条) 強盗罪(刑法236条) 詐欺罪(刑法246条) 恐喝罪(刑法249条)	2項強盗罪(刑法236条2項) 2項詐欺罪(刑法246条2項) 電子計算機使用詐欺罪(刑法246条の2) 2項恐喝罪(刑法249条2項) } (注6)
	不正使用()		電気通信事業法(4条、179条) (注7) 有線電気通信法(9条、14条) (注8) 電波法(59条、109条) (注9) } (注10)	
	不正提供()			
二 次 的 関 与	取得時悪意重過失 (注11)	取得()	盗品等に関する罪(刑法256条)	
		使用()		
		提供()		
	取得後悪意重過失	使用() 提供(⑧')	(注12)	



民法の不法行為では、
差止請求は認められず、
損害額の推定規定もない。



刑事上、個人の不正行為を罰する点で、一定の抑止効果あり。
ただし、不正取得された情報自体の転々流通は止められない。

検討中の行為規制に係る他法令の適用関係 (正当取得行為関連)

【一次取得者が正当な権限に基づき取得した場合】		民事上の救済措置	刑事上の救済措置	
			財物に化体されたデータ (例：データ入りUSB、印刷物)	財物に化体されていないデータ (例：ウェブサイト上の情報)
一次的関与	不正使用 ()	債務不履行(民法415条) (注13) 差止・損害賠償請求・解除等	背任罪(刑法247条) (注15) 横領罪(刑法252条) (注16)	背任罪(刑法247条) (注15)
	不正提供 ()	債務不履行(民法415条) (注14) 差止・損害賠償請求・解除等	業務上横領罪(刑法253条)	
二次的関与	取得時悪意重過失 (注11)	取得 ()	不法行為(民法709条) 差止請求 × 損害賠償請求 (但し損害額の推定規定×)	盗品等に関する罪(刑法256条)
		使用 ()		
	提供 ()	(注12)		
	取得後悪意重過失			使用 ()
提供 ()				

- (注1) 本表は、不正競争防止法の改正として検討している、データの不正取得等行為について、想定される行為を態様ごとに分類し、それぞれの他法令における規制をまとめたもの。行為様態による分類であり、個人情報保護法のように特定の性質の情報を扱う法律は記載していない。
- (注2) 当該行為が法律上保護される利益の侵害として認められれば、不法行為(民法709条)に該当する場合がある。
- (注3) 不正取得の手段としての行為が、建物侵入罪(刑法130条)、暴行罪(刑法208条)、脅迫罪(刑法222条)、強要罪(刑法223条)、強盗予備罪(刑法237条)に該当する場合がある。
- (注4) 不正アクセス行為は、電気通信回線を通じて特定電子計算機を作動させた場合に限定されている。
- (注5) 不正取得の手段としての行為が、建物侵入罪(刑法130条)、暴行罪(刑法208条)、脅迫罪(刑法222条)、強要罪(刑法223条)に該当する場合がある。
- (注6) 情報の非移転性の観点から、対価を支払うべき有償の情報やサービス等に限って2項詐欺罪等の成立を肯定できるとする見解がある。
- (注7) 電気通信事業者の取扱中に係る通信の秘密を侵した場合。
- (注8) 有線電気通信の秘密を侵した場合。
- (注9) 無線通信の秘密を侵した場合。
- (注10) 通信の秘密の保護は、通信当事者以外の第三者による知得・漏洩・窃用が規制対象となるため、知得者による漏洩・窃用にも適用されるほか、転得者の知得・漏洩・窃用にも適用される。ただし、電波法では、知得のみの場合は規制対象外。
- (注11) 一次的関与者との共同不法行為(民事)、共犯(刑事)に該当する場合がある。
- (注12) 盗品であることを知って、盗品を運搬・保管をした場合には、盗品等運搬罪・盗品等保管罪(刑法256条2項)が成立する場合がある。
- (注13) 契約で規定された目的以外の目的で使用した場合。
- (注14) 契約で第三者への提供が禁止されている場合。
- (注15) 背任罪の主体は、「他人の事務を処理する者」に限定されている。
- (注16) 横領罪・業務上横領罪の主体は、他人の物の占有者に限定されている。

【参考条文】民法・刑法

<民法>

（債務不履行による損害賠償）

第四百十五条 債務者がその債務の本旨に従った履行をしないときは、債権者は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。債務者の責めに帰すべき事由によって履行をすることができなくなったときも、同様とする。

（不法行為による損害賠償）

第七百九条 故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

<刑法>

（不正指令電磁的記録作成等）

第六十八条の二 正当な理由がないのに、人の電子計算機における実行の用に供する目的で、次に掲げる電磁的記録その他の記録を作成し、又は提供した者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 人が電子計算機を使用するに際してその意図に沿うべき動作をさせず、又はその意図に反する動作をさせるべき不正な指令を与える電磁的記録

二 前号に掲げるもののほか、同号の不正な指令を記述した電磁的記録その他の記録

2・3 （略）

（不正指令電磁的記録取得等）

第六十八条の三 正当な理由がないのに、前条第一項の目的で、同項各号に掲げる電磁的記録その他の記録を取得し、又は保管した者は、二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

（窃盗）

第二百三十五条 他人の財物を窃取した者は、窃盗の罪とし、十年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

（強盗）

第二百三十六條 暴行又は脅迫を用いて他人の財物を強取した者は、強盗の罪とし、五年以上の有期懲役に処する。

2 前項の方法により、財産上不法の利益を得、又は他人にこれを得させた者も、同項と同様とする。

【参考条文】刑法

< 刑法 >

（詐欺）

第二百四十六条 人を欺いて財物を交付させた者は、十年以下の懲役に処する。

2 前項の方法により、財産上不法の利益を得、又は他人にこれを得させた者も、同項と同様とする。

（電子計算機使用詐欺）

第二百四十六条の二 前条に規定するもののほか、人の事務処理に使用する電子計算機に虚偽の情報若しくは不正な指令を与えて財産権の得喪若しくは変更に係る不実の電磁的記録を作り、又は財産権の得喪若しくは変更に係る虚偽の電磁的記録を人の事務処理の用に供して、財産上不法の利益を得、又は他人にこれを得させた者は、十年以下の懲役に処する。

（背任）

第二百四十七条 他人のためにその事務を処理する者が、自己若しくは第三者の利益を図り又は本人に損害を加える目的で、その任務に背く行為をし、本人に財産上の損害を加えたときは、五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

（恐喝）

第二百四十九条 人を恐喝して財物を交付させた者は、十年以下の懲役に処する。

2 前項の方法により、財産上不法の利益を得、又は他人にこれを得させた者も、同項と同様とする。

（横領）

第二百五十二条 自己の占有する他人の物を横領した者は、五年以下の懲役に処する。

2 （略）

（業務上横領）

第二百五十三条 業務上自己の占有する他人の物を横領した者は、十年以下の懲役に処する。

（盗品譲受け等）

第二百五十六条 盗品その他財産に対する罪に当たる行為によって領得された物を無償で譲り受けた者は、三年以下の懲役に処する。

2 前項に規定する物を運搬し、保管し、若しくは有償で譲り受け、又はその有償の処分のある者をした者は、十年以下の懲役及び五十万円以下の罰金に処する。

【参考条文】不正アクセス行為の禁止等に関する法律

<不正アクセス行為の禁止等に関する法律>

(定義)

第二条 (略)

2・3 (略)

4 この法律において「不正アクセス行為」とは、次の各号のいずれかに該当する行為をいう。

- 一 アクセス制御機能を有する特定電子計算機に電気通信回線を通じて当該アクセス制御機能に係る他人の識別符号を入力して当該特定電子計算機を作動させ、当該アクセス制御機能により制限されている特定利用をし得る状態にさせる行為（当該アクセス制御機能を付加したアクセス管理者がするもの及び当該アクセス管理者又は当該識別符号に係る利用権者の承諾を得てするものを除く。）
- 二 アクセス制御機能を有する特定電子計算機に電気通信回線を通じて当該アクセス制御機能による特定利用の制限を免れることができる情報（識別符号であるものを除く。）又は指令を入力して当該特定電子計算機を作動させ、その制限されている特定利用をし得る状態にさせる行為（当該アクセス制御機能を付加したアクセス管理者がするもの及び当該アクセス管理者の承諾を得てするものを除く。次号において同じ。）
- 三 電気通信回線を介して接続された他の特定電子計算機が有するアクセス制御機能によりその特定利用を制限されている特定電子計算機に電気通信回線を通じてその制限を免れることができる情報又は指令を入力して当該特定電子計算機を作動させ、その制限されている特定利用をし得る状態にさせる行為

(不正アクセス行為の禁止)

第三条 何人も、不正アクセス行為をしてはならない。

(他人の識別符号を不正に取得する行為の禁止)

第四条 何人も、不正アクセス行為（第二条第四項第一号に該当するものに限る。第六条及び第十二条第二号において同じ。）の用に供する目的で、アクセス制御機能に係る他人の識別符号を取得してはならない。

(不正アクセス行為を助長する行為の禁止)

第五条 何人も、業務その他正当な理由による場合を除いては、アクセス制御機能に係る他人の識別符号を、当該アクセス制御機能に係るアクセス管理者及び当該識別符号に係る利用権者以外の者に提供してはならない。

(他人の識別符号を不正に保管する行為の禁止)

第六条 何人も、不正アクセス行為の用に供する目的で、不正に取得されたアクセス制御機能に係る他人の識別符号を保管してはならない。

【参考条文】不正アクセス行為の禁止等に関する法律

<不正アクセス行為の禁止等に関する法律>

(識別符号の入力を不正に要求する行為の禁止)

第七条 何人も、アクセス制御機能を特定電子計算機に付加したアクセス管理者になりすまし、その他当該アクセス管理者であると誤認させて、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、当該アクセス管理者の承諾を得てする場合は、この限りでない。

- 一 当該アクセス管理者が当該アクセス制御機能に係る識別符号を付された利用権者に対し当該識別符号を特定電子計算機に入力することを求める旨の情報を、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）を利用して公衆が閲覧することができる状態に置く行為
- 二 当該アクセス管理者が当該アクセス制御機能に係る識別符号を付された利用権者に対し当該識別符号を特定電子計算機に入力することを求める旨の情報を、電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第二条第一号に規定する電子メールをいう。）により当該利用権者に送信する行為

(罰則)

第十一条 第三条の規定に違反した者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第四条の規定に違反した者
- 二 第五条の規定に違反して、相手方に不正アクセス行為の用に供する目的があることの情を知ってアクセス制御機能に係る他人の識別符号を提供した者
- 三 第六条の規定に違反した者
- 四 第七条の規定に違反した者
- 五 第九条第三項の規定に違反した者

【参考条文】通信の秘密(電気通信事業法、有線電気通信法、電波法)

<電気通信事業法>

(秘密の保護)

第四条 電気通信事業者の取扱中に係る通信の秘密は、侵してはならない。

- 2 電気通信事業に従事する者は、在職中電気通信事業者の取扱中に係る通信に関して知り得た他人の秘密を守らなければならない。その職を退いた後においても、同様とする。

(罰則)

第一百七十九条 電気通信事業者の取扱中に係る通信(第百六十四条第三項に規定する通信を含む。)の秘密を侵した者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

- 2 電気通信事業に従事する者が前項の行為をしたときは、三年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。
- 3 前二項の未遂罪は、罰する。

<有線電気通信法>

(有線電気通信の秘密の保護)

第九条 有線電気通信(電気通信事業法第四条第一項又は第百六十四条第三項の通信たるものを除く。)の秘密は、侵してはならない。

(罰則)

第十四条 第九条の規定に違反して有線電気通信の秘密を侵した者は、二年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 2 有線電気通信の業務に従事する者が前項の行為をしたときは、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。
- 3 前二項の未遂罪は、罰する。
- 4 前三項の罪は、刑法(明治四十年法律第四十五号)第四条の二の例に従う。

<電波法>

(秘密の保護)

第五十九条 何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、特定の相手方に対して行われる無線通信(電気通信事業法第四条第一項又は第百六十四条第三項の通信であるものを除く。第百九条並びに第百九条の二第二項及び第三項において同じ。)を傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。

(罰則)

第百九条 無線局の取扱中に係る無線通信の秘密を漏らし、又は窃用した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 2 無線通信の業務に従事する者がその業務に関し知り得た前項の秘密を漏らし、又は窃用したときは、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。